

令和3年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年8月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第9回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に関係する委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。(下記に「★」で記載)

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員12名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治 (★)	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠 (★)	5番 武井 正道 (★)	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二 (欠席)	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦 (★)	12番 田中 睦美 (★)
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳 (★)	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員】

26番 井手 峯勝 (★)	29番 水城 正則 (★)	31番 満生 直樹 (★)
37番 上野 智実 (★)		

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 空き家に付属した農地の指定について
- ・議案第 9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松	田	勝	久
係長	松	尾	康	年
事務吏員	水	落	ひ	かる
事務吏員	川	波	貴	敬
事務吏員	岩	切	範	宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	課長	古	川	善	二
	農政係長	手	島	貴	広
	農地管理係	柴	山	利	夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は7番椿委員より欠席の届出があります。よろしく願いいたします。本日の出席委員数は農業委員12名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。なお、新型コロナウイルスの影響により議案に係る委員のみの出席としています。また、代表推進委員の出席も控えていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。議事録署名人に3番井上委員、6番小島委員を指名いたします。よろしく願います。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。
3ページまで12件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から12番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
4ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。報告番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。
報告番号1番について説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については議案書記載のとおりです。当該地は隣接農地より低く、雨水が溜まり耕作できないため、地上げを行うものです。なお、土砂280㎡を使用し40cmの地上げを行うものです。用排水計画は、地下浸透及び自然流下、作付予定は野菜等です。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
9番挙手

議 長 9 番窪山委員
 9 番 (窪山委員) ありません
 議 長 報告番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
 1 5 番 1 5 番 挙手

議 長 1 5 番 永井委員
 1 5 番 (永井委員) 田を畑にするということですが、周りの方の同意は得てありますか。
 9 番 挙手

議 長 9 番窪山委員
 9 番 (窪山委員) 本人に確認したところ、用排水の問題はないそうです。隣接者の話では、地上げしても、ぬかるみの解消は難しいだろうし、野菜の作付も厳しいだろうとの見解でしたので、そのことを本人へ伝えたところ、野菜の作付を努力しますとのことです。
 1 5 番 挙手

議 長 1 5 番 永井委員
 1 5 番 (永井委員) 水田であれば、基盤面は周りと同じでないとおかしいと思いますが、周りの水田は過去に地上げをされたのでしょうか。
 9 番 挙手

議 長 9 番窪山委員
 9 番 当該地は、もともと周辺の水田より低いため、道路の高さまで地上げをするそうです。
 議 長 1 5 番 永井委員 よろしいですか。
 1 5 番 1 5 番 挙手
 1 5 番 (永井委員) わかりました。
 議 長 他に質問や意見はありませんか。
 6 番 挙手

議 長 6 番 小島委員
 6 番 (小島委員) 畑にすることで、水利費等の問題はないですか。
 議 長 両筑土地改良区の場合、畑であっても脱退届を出さない限り水利費は請求されます。他に質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、以上で報告第 2 号を終わります。

議 長 5 ページをお開きください。次に、報告第 3 号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について」事務局の説明を求めます。報告番号 1 番についても続けて説明をお願いします。
 事務局 挙手

議 長 事務局
 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1 件ございます。
 報告番号 1 番について説明いたします。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫の建設、転用の理由は農業資材等を保管するための農業用倉庫を建設するものです。参考事項といたしまして、農業用倉庫 1 棟 72.47㎡。農地の区分は農用地区域内農地です。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 担当委員より補足説明はありませんか。
 1 0 番 挙手

議 長 1 0 番 長野委員
 1 0 番 (長野委員) 届出人から連絡は受けています。また、事務局からも連絡があっています。
 議 長 報告番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第3号を終わります。

議 長 6ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課

農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

9ページをお開きください。次に、議案第2号「農用地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の3番井上委員、38番鬼塚委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の5番武井委員、21番内田委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の6番小島委員、25番和佐野委員を指名いたします。
次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の10番長野委員、36番重光委員を指名いたします。
次に審議番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。
次に審議番号8番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号8番について、担当地区委員の8番吉松委員、12番田中委員、15番永井委員、24番櫻木委員、37番上野委員を指名いたします。
次に審議番号9番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号9番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。
次に審議番号10番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号10番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号10番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。

次に審議番号 11 番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号 11 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 11 番について、担当地区委員の 2 番森部委員、34 番平田委員を指名いたします。

次に審議番号 12 番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号 12 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 12 番について、担当地区委員の 8 番吉松委員、37 番上野委員を指名いたします。

次に審議番号 13 番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号 13 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 13 番について、担当地区委員の 19 番樋口委員、23 番篠原委員を指名いたします。

審議番号 1 番から 13 番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 1 番から 13 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第 2 号は可決されました。

12 ページをお開きください。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。13 ページまで 5 件ございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は譲渡人の都合により買受けることになったため、譲渡人は財産整理のためです。なお、申請地は以前から譲受人が利用権設定により耕作をされてあります。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(水落) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農のためです。申請人は、申請土地の隣地を耕作されており、取得後はキャベツの作付をされるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(水落) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は自己所有の農地に近く耕作に便利のため、譲渡人は相手方の要望。譲受人は、取得後野菜の作付をされるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明は終わりました。

担当委員より補足説明はありませんか。

13番挙手

議 長

13番中嶋委員

(中嶋委員) ありません。

13番

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(水落) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は営農困難なため。申請人は、申請土地の隣地を耕作されており、取得後は水稻を作付されるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明は終わりました。

担当委員より補足説明はございませんか。

15番挙手

議 長

15番永井委員

(永井委員) ありません。

15番

議 長

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局
(水落)審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農のため。申請地は以前から譲受人が利用権設定により耕作をされています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
8番挙手

議 長 8番吉松委員
8番 (吉松委員)ありません。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
15時12分まで休憩します。
14時32分休憩
15時12分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
14ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局
(水落)議案朗読をもって説明。1件ございます。
ご審議方よろしく願います。
審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的はスギ・クヌギの植林、転用の理由は遠方に居住しており、高齢で耕作が困難であることから、植林を行い山林として利用するものです。参考事項といたしまして、スギ100本、クヌギ300本の植林を行う予定です。なお、始末書が添付されています。
農地法の運用はその他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。
ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
3番挙手

議 長 3番井上委員
3番 (井上委員)現地を見ましたところ、説明のとおり山林でした。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

15ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。16ページまで9件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、近隣で業務を行っているが、業務拡大に伴い資材置場が不足するため整備するものです。参考事項といたしまして、既存敷地1,118㎡です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水については自然流下、水利関係については区会長の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

担当委員より補足説明はありませんか。

14番挙手

議長
14番

14番坂田委員

(坂田委員) 申請地に隣接する南側の道路の高さまで、20cm程度地上げをされるそうです。

議長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(川波) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、居住する社宅が取り壊される予定となり、子供の学区を変更させたくないことから自己用住宅を建設するものです。参考事項といたしまして、居宅1棟71.68㎡です。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流、生活排水は下水道接続です。なお、水利関係は水利委員の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

担当委員より補足説明はありませんか。

9番挙手

議長
9番

9番窪山委員

(窪山委員) ありません。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (川波) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、災害復旧工事に伴う土砂等残土・資材置場を確保するため整備するもの。農地法の運用は堤1326番はその他の農地、他2筆は市役所から1,000m以内で宅地の面積割合が40%以上の区域内の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は自然流下。水利関係は区会長の同意を得てあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
9番挙手
議 長 9番窪山委員
9番 (窪山委員) ありません。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (川波) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は露天資材置場の整備、敷地拡張です。理由は、借りている用地が手狭になってきたため、資材置場を整備するもの。既存敷地873㎡。農地法の運用は特定土地改良事業等の施行区域内にある農地、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
9番挙手
議 長 9番窪山委員
9番 (窪山委員) ありません。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (川波) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、工業地域

で居宅1棟110.96㎡です。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流、生活排水は下水道接続です。なお、水利関係は区会長の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

担当委員より補足説明はありませんか。

9番挙手

議 長

9番窪山委員

9番

(窪山委員)ありません。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局

事務局

(川波) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、頓田の森平和公園の来訪者駐車場を整備するもの。参考事項といたしまして、第1種住居地域で駐車台数12台。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。水利関係は水利組合長の承諾を得てあります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

担当委員より補足説明はありませんか。

9番挙手

議 長

9番窪山委員

9番

(窪山委員)ありません。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局

事務局

(川波) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備、敷地拡張です。理由は、隣接地で業務を行っているが、資材置場が不足しているため、整備するもの。参考事項といたしまして、既存敷地1,561㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、敷地拡張、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。水利関係は区会長の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

担当委員より補足説明はありませんか。

13番挙手

議 長

13番中嶋委員

- 13番 (中嶋委員) ありません。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (川波) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は居宅進入路の拡幅、敷地拡張、理由は居宅への進入路が狭く不便であることから進入路幅を広くするもの。参考事項といたしまして、一体開発する宅地1,53㎡。農地法の運用はその他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。水利関係は区会長の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
13番挙手
- 議 長 13番中嶋委員
13番 (中嶋委員) 進入路の幅員を1m拡幅して、4mにするものです。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (水落) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅、事務所の建設、露天駐車場の整備。理由は、現在の居宅が手狭であるため新たに居宅を建設するもの。また、自営で運送業を行っているため事務所及び駐車場用地を確保するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟342㎡、事務所36.82㎡、駐車場10台、一体開発する宅地540.14㎡。なお、始末書が添付されてあります。農地法の運用は朝倉支所から300m以内の農地、農地の区分は第3種農地に該当します。生活排水は下水道接続、雨水排水は既設水路へ放流することで、地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
8番挙手
- 議 長 8番吉松委員
8番 (吉松委員) ありません。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
17ページをお開きください。
次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局
（岩切）審議番号1番から2番については、推進機構への売渡しです。審議番号3番から6番については、推進機構からの買入れです。以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
19ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局
（川波）議案朗読をもって説明。3件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地ですが、20年以上前から宅地課税されてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
1番挙手
- 議 長 1番徳田委員
1番 （徳田委員）ありません。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局
（川波）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地ですが20年以上前から宅地課税されてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
6番挙手

議 長 6番小島委員
6番 (小島委員) ありません。
議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (水落) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地、集落接続、敷地拡張ですが20年以上前から農業用倉庫が建っており宅地課税されてあります。
ご審議方よろしく願いいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。
担当委員より補足説明はありませんか。
8番挙手
議 長 8番吉松委員
8番 (吉松委員) ありません。
議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
20ページをお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく願います。
審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおりです。居宅と農地は100m程の距離がございます。通常、農地を取得する場合は5反以上の農地を自分で耕作していなければ取得することができませんが、「空き家に付属した農地」に関しては、朝倉市空き家バンクに登録された「空き家に付属した農地」を空き家と共に取得する場合であって、各種条件を満たす場合、面積要件1aから取得できるようになっています。空き家のみ売却され農地が残った場合は今後、耕作される見込みはなく、遊休地化がさらに進むことが予想されます。宅地と農地をセットにした方が、今後の農地の管理を考えると適当と思われるため今回の申請に関しては、空き家に付属した農地かつ遊休地化した農地ということで問題はないと判断しています。ご審議方よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
15番挙手
議 長 15番永井委員
15番 (永井委員) 農地を取得する場合5反以上の要件がありますが、この件は宅地と一緒にだから面積要件が緩和されるということでしょうか。
事務局挙手
議 長 事務局

事務局 (水落) 朝倉市空き家バンクに登録された「空き家」の所有者と「付属した農地」の所有者が同一である場合については1 a以上の農地を取得する場合は認めるということで、下限面積の設定がされています。これは平成28年の農業委員会で面積要件の設定がされています。

15番挙手

議長 15番永井委員

15番 (永井委員) 居宅と農地の距離についての規定はありますか。

事務局番挙手

議長 事務局

事務局 (水落) 距離の規定というのはありませんが、農地の管理ができる範囲、本件は100m程度の距離がありますが、歩いて行ける距離であり指定しても問題はないと判断しています。

議長 15番永井委員よろしいですか。

15番挙手

議長 15番永井委員

15番 (永井委員) わかりました。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

21ページをお開きください。次に、議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (古川) 概略について説明。

主な改正点等を担当が説明いたします。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (手島) 詳細について説明。

議長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 (窪山委員) 指標で430万円ということは、荒所得で1,200万円から1,300万円弱と思われませんが、所得率を何割位で想定してありますか。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (手島) 所得率は作物によって違いますが、アスパラガスは22.1%、カキについては概ね40%程度で算定しています。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 (窪山委員) 目標とする430万円というのは、県の基準なのでしょうか。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課（手島）朝倉市の基準が430万円です。県の基準は470万円で示されています。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 （窪山委員）トマト専作と切花専作が削られた理由を説明願います。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課（手島）営農類型を作成するにあたりまして、普及センターのお力を借りて作成していますが、今回「トマト専作」と「切花専作」については専作の指標については削っていますが、トマトについては単価が非常に落ちていることもあり、トマトと切花の専作については指標を作成するのが厳しいため削除しています。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 （窪山委員）新規就農者が250万円というのは、所得率3割程度とすれば荒所得で750万円程度と思いますが、国の基準では300万円位の所得があれば補助金の交付対象とはならないので、指標を300万円とするべきではないですか。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課（手島）所得水準については、新規就農者の育成の面から金額設定が高いと、計画的に無理な部分もありますので、新規就農者の育成を考慮して朝倉市は250万円としています。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 （窪山委員）これは、5年後にこの金額に達する計画をたてなさいということですよ。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課（手島）5年後の計画目標です。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 （窪山委員）農業を始める方が、5年後の所得が250万円ではあまりにも少ないと思いますが、この金額では生活できないと思われるので、もっと高く設定するべきではないでしょうか。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課（手島）こちらが所得水準ということで250万円、これとは別に150万円が新規就農者へは助成があります。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 （窪山委員）補助金は、所得が高くなれば交付対象から外れるが、300万円の所得があれば交付対象とはならないと思うが、最初から300万円の目標設定をする方が新規就農者のためになるし、そういう計画をたてることで農業に魅力を感じるとは思います。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課（手島）そういう視点も大事だと思いますが、あまりにハードルを高くすると取組自体ができないということで、朝倉市は250万円としています。

9番挙手

議 長

9番窪山委員

9番

(窪山委員) そういう事では、農業に対して夢がなくなると思います。農業は金になるという事が魅力でもあるし、5年後にそれを実現するためにもそれにふさわしい目標設定が必要だと思います。

15番挙手

議 長

15番永井委員

15番

(永井委員) 私は認定農業者ではありませんが、2年前に認定農業者の申請をした方がいいといわれたので、手続きに行きまして「5年後に計画を達成できない場合はどうなるのか。」尋ねたところ、市の担当者から「もう一度同じ計画を出してください。」といわれたので「そんな考えではだめだろう」と担当者に言いました。それで認定農業者の申請はしていますが、窪山委員の言われるように明確な計画と目標設定をする必要があると思います。また、市役所も考え方を改める必要があるのではないのでしょうか。

農業振興課挙手

議 長

農業振興課

農業振興課(手島) いろいろな意見をいただきありがとうございます。認定農業者や認定新規就農者の計画は市・普及センター・JAと一緒に作成していますが、担当にもきちんと伝えまして目標設定等も明確にしていきたいと思えます。

議 長

他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

なければ、本件について、事務局が説明いたしましたとおり、委員会の意見として付することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、議案第9号については、説明のとおり意見を付すことといたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:04)